

三商レポート

第五十四話 「推定相続人の権利」

(株) 三商 内藤 雄

正月に子供達が集まった際に、父親がこう言った。
相続セミナーで学んだ A さん、「私の財産を長男に 50、長女に 30、次男に 10、次女に 10 の割合で相続させたい」。

数年前に妻を亡くした B さん、「再婚したい人がいる」。

定年を迎えた C さん、「不動産を処分して母さんと一緒にオーストラリアへ移住したい」。
すぐに子供達から異論が出た。

「民法で決められた相続分で平等に相続する権利がある」

「私達の相続分が減ってしまう」

「私達には財産をもらう権利がある」

子供達の主張は正しいでしょうか。

人が死亡した時に相続人となるべき人を「推定相続人」という。親が亡くなった瞬間に推定相続人の子は「相続人」になる。子供は、その親が財産を残していれば、何のしなくても法律上当然に法定相続分にしたがって財産を相続することができる。親が遺言で相続財産や相続割合を指定していれば、原則としてその遺言に従う。

しかし、親の生存中は、推定相続人には親の財産に対して何の権利もない。この点を誤解しているケースがある。推定相続人は親の財産処分を阻止することはできない。その意味で、推定相続人の権利は、相続が発生したら親の財産をもらえるかもしれないという単なる期待権にすぎない。あえていえば、相続欠格事由（親を殺した・遺言書を偽造したなど）がない限り、「廃除」という手続きを経なければ奪われないという限りで法的意味を持つにすぎない。

したがって、親は生前に自分の財産を自分の意思で好きなように使用・収益・処分することができる。誰にどれだけの残そうと、財産を持って誰と再婚しようと、不動産を処分して移住しようと親の自由である。親が財産を使いきっても子供は権利を侵害されたと文句を言えない。子供が幼くて扶養義務があるうちは、親の勝手はさすがにまずい。しかし、子供が成人していれば、子供に財産を残す義務はない。「遺留分」という、相続人に認められた最低限の割合の権利も、亡くなった時に財産がある場合のものである。

そのため、親が財産を使いきらずに残してくれたら、子供達は「ラッキー！」「ありがたい」と感謝すべきである。兄弟姉妹が「多い」「少ない」と比較して争うのは筋違いである。

相続財産を残したことで相続人同士が争う姿を見るにつけ、子供達に何も財産を残さずに逝くのも良いと思う。一生懸命働き、見事に使い切る生き方に魅力を感じる。しかし、残したくても何も残せないまま逝く可能性を感じながら言うのは、負け惜しみのような気がする。「まあ、それでもいいか」と悟るまでには、もう少し時間をかけたいと思う。

(2008年12月5日)